

主若ハ家族ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ警察署長ニ願出テ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ本令施行後三年間繼續シテ藝妓置屋營業ヲ爲スコトヲ得
第二十六條 警察署長ハ土地ノ状況ニ依リ當分ノ間第三條ノ規定ニ拘ハラス
藝妓ノ料理屋ニ寄寓スルコトヲ許可スルコトヲ得

朝鮮總督府警務總監部令第四號
貸座敷娼妓取締規則左ノ通定ハ

朝鮮總督府警務總長 立花小一郎

大正五年三月三十一日

朝鮮總督府警務總長 立花小一郎

主若ハ家族ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ警察署長ニ願出テ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ本令施行後三年間繼續シテ藝妓置屋營業ヲ爲スコトヲ得
第二十六條 警察署長ハ土地ノ状況ニ依リ當分ノ間第三條ノ規定ニ拘ハラス
藝妓ノ料理屋ニ寄寓スルコトヲ許可スルコトヲ得

朝鮮總督府警務總監部令第四號
貸座敷娼妓取締規則左ノ通定ハ

第一条 貸座敷營業ヲ爲ナムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ警察署長 警察署ノ事務
長ヲ含ム以下同シニ 願出テ許可ヲ受クヘシ

二 木籍、住所、氏名、生年月日

二 屋號アルトキハ屋號

三 營業所ノ位置

前項ノ願書ニハ營業用建物ノ間取、階段、料理場、浴場、廁、污水排除ノ設備等ノ位置ヲ示シタル平面圖ヲ添附スヘン

營業ノ許可ヲ出願スル者營業用建物ノ新築、増築、改築又ハ大修繕ヲ爲シタル後營業用ニ供セムトスル場合ニ於テ願書ニ工事ノ著手及落成期限ヲ記シ且構造仕様書ヲ添附スヘン

第二條 前條ハ貸座敷營業者營業所ノ新設シ又ハ位置ノ變更ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

貸座敷營業者營業用建物ノ増築、改築又ハ大修繕ヲ爲サムトスルトキハ願書ニ工事ノ著手及落成期限ヲ記載シ前條第二項ニ規定セル平面圖並構造仕様書ヲ添附シ警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三條 貸座敷營業ハ警務部長ノ指定シタル地域内ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第四條 營業用建物ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 客室、換氣、採光及保溫ノ裝置ヲ爲シ外部ニ面スル箇所ハ戸締ヲ附シタル雨戸又ハ窓ヲ取附ケ且其ノ間仕切ニハ壁、襖又ハ板戸ヲ用ウルコト

二 階段ハ其ノ幅員内法四尺以上踏面八寸以上蹴上ヶ六寸五分以下下ト爲シ且扶欄ヲ設クルコト

三 二階以上ノ階層ニ在ル客室ニシテ一階層ニ付其ノ坪數十五坪以上アルトキハ每階層階段各二箇以上ヲ設クルコト

四 客室ヲ三階以上ノ階層ニ設クルトキハ建物ノ出入口ハ幅三間以上ノ道路又ハ二十坪以上ノ空地ニ面セシメ且建物ニハ適當ノ場所ニ幅五尺以上ノ非常口ヲ設クルコト

五 非常口ハ外開キ戸又ハ引戸ト爲シ其ノ戸締ハ内部ニ之ヲ設クルコト

第六條 貸座敷營業者又ハ其ノ同居ノ戸主若ハ家族ハ同一家屋内ニ於テ料理屋、飲食店若ハ遊戲場ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 貸座敷營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 客室ノ入口ニハ番號又ハ符號ヲ標示スルコト

二 燈火ニ石油ヲ使用スルトキハ金屬製ノ油壺ヲ用ウルコト

三 客室、料理場、洗面所、浴場、洗滌所及廁等ノ清潔ヲ保持スルコト

四 防臭劑ヲ備ヘ廁其ノ他臭氣ノ發散スル場所ニ時々撒布スルコト

五 客用寢具ハ身體ニ接觸スル部分ヲ清潔ナル白布ニテ纏フコト

六 客ニ供スル飲食器ハ清潔ナル物ヲ用ウルコト

七 客ノ需メナキ飲食物ヲ供シ又ハ不當ノ料金ヲ請求セサルコト

八 客ノ需ナキ場合ニ藝妓妓生ヲ含ム、娼妓ヲ侍セシメサルコト

九 通行人ニ對シ遊興ヲ勧誘セサルコト

十 學生徒タルコト知リテ之ヲ遊興セシメサルコト

十一 客ニ面會ヲ求ム者アルトキハ故ナク之ヲ隱祕シ又ハ其ノ取次ヲ拒マナルコト

十二 客ノ承諾ナクシテ濫ニ他人ヲ客室ニ入ラシメサルコト

十三 傳染性疾患アル者ヲシテ客ニ侍セシメ又ハ飲食物、飲食器若ハ寢具ノ取扱ヲ爲サシメサルコト

十四 娼妓ノ意ニ反シテ契約ノ變更又ハ抱主タル貸座敷營業者ノ變換ヲ強ヒサルコト

十五 疾病中又ハ第十八條ノ期間内就業セシメ其ノ他娼妓ノ虐待ヲ爲ササルコト

十六 娼妓ヲシテ濫ニ失費ヲ爲サシメサルコト

十七 濫ニ娼妓ノ契約、廢業、通信、面接ヲ妨ケ又ハ他人ヲシテ妨ケシメサルコト

十八 娼妓疾病ニ罹リタルトキハ速ニ醫師又ハ醫生ノ治療ヲ受ケシムルコト

十九 警察署長ハ必要アリト認ムルトキハ貸座敷營業者ニ對シ左ノ事項ヲ命スルコトヲ得

二十 防火壁ヲ設ケ又ハ煙突ヲ備ヘ適當ノ箇所ニ防火設備ヲ爲スコト